

化学物質に関する法改正の動き

(社)日本試薬協会 安全性検討委員会
(執筆担当:東京化成工業株式会社 荻野 忠芳)

化学物質に関する法律で平成22年5月から8月までに改正等のあったものの概要を紹介致します。これらは、概要のためすべての内容は網羅されていません。詳細は、必ず官報または当該法律を所管する省庁のホームページ等でご確認ください。

1. 化審法

1) 「第二種監視化学物質」の指定

厚生労働省・経済産業省・環境省告示第21号(平成22年7月21日付官報)により、第二種監視化学物質が指定されました。

(通し番号1098~1122)(25件)

【製品評価技術基盤機構ホームページ:

<http://www.safe.nite.go.jp/kasinn/pdf/nikan20100721.pdf>】

2) 「第三種監視化学物質」の指定

厚生労働省・経済産業省・環境省告示第9号(平成22年7月21日付官報)により、第三種監視化学物質が指定されました。

(通し番号278~292)(15件)

【製品評価技術基盤機構ホームページ:

<http://www.safe.nite.go.jp/kasinn/pdf/sankan20100721.pdf>】

3) 「PFOS又はその塩及び化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令第三条の三の表PFOS又はその塩の項第一号から第三号までに定める製品に関する技術上の基準を定める省令」の制定

第一種特定化学物質及びその含有製品を使用する取扱事業者に対して基準適合義務を課す条項(法第17条)に基づき、化審法施行令第1条第17号で定める「PFOS」並びに化審法施行令第3条の3の表第1号から第3号までに定める「エッチ

ング剤」、「半導体用のレジスト」及び「業務用写真フィルム」に係る技術上の基準が省令において規定されました。

厚生労働省・経済産業省・環境省令第4号(平成22年5月26日付官報)

(施行日:平成22年10月1日)

【電子政府の総合窓口 e-Gov:

<http://law.e-gov.go.jp/announce/H22F19003005004.html>】

4) 第二種特定化学物質による環境の汚染を防止するための措置等について

厚生労働・農林水産・経済産業・環境告示第1号及び厚生労働・経済産業・環境告示第14号~第20号(平成22年7月15日付官報)により、第二種特定化学物質に関する次の事項が告示されました。

1) 環境汚染防止措置に関し公表する技術上の指針

2) 環境の汚染を防止するための措置等に関し表示すべき事項

なお、上記は化審法の第二段階改正に係る告示です。(施行日:平成23年4月1日)

【経済産業省ホームページ:

http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/h21kaisei_matome.html】

2. 安衛法

強度の変異原性が認められた化学物質

基発第0628第3号 厚生労働省労働基準局長通達(平成22年6月8日付)により、以下に示す化学物質について強度の変異原性が認められたため、指針に基づく措置を講ずるよう通達されました。

◆対象化学物質(11品目)

- ①1-エチル-6-ヒドロキシ-5-[4-メトキシ-2-ニトロフェニル]ジアゼニル]-4-メチル-2-オキソ-1,2-ジヒドロピリジン-3-カルボニトリル
- ②1-クロロ-3-(1-ナフチルオキシ)プロパン-2-オール
- ③テトラキス(N-エチル-N-メチルアミノ)ジルコニウム(IV)
- ④2-[1-ナフチルオキシ]メチル]オキシラン
- ⑤2,2-ビス(イソプロポキシチオカルボニルスルファニル)酢酸メチル
- ⑥ブタン-1,4-ジオールを開始剤とする硝酸=3-メチルオキセタン-3-イルメチル・3,3-ビス(アジドメチル)オキセタン開環共重合体
- ⑦1-(4-ブロモ-3-ニトロフェニル)ブタン-1-オン
- ⑧2-ブロモ-4-メチルピリジン
- ⑨N-(2,1,3-ベンゾオキサジアゾール-4-イル)(6-フェニルピリジン-3-イル)カルボキシイミドイル=クロリド=塩酸塩
- ⑩6-メチル-2,4-ビス(メチルスルファニル)-3-ニトロピリジン
- ⑪5-(2-メトキシエトキシ)-7-ニトロインドール-2-カルボン酸エチル

【安全衛生情報センターホームページ】

<http://www.jaish.gr.jp/anzen/hor/hombun/hor1-51/hor1-51-22-1-0.htm>】

3. 薬事法

厚生労働省令第96号(平成22年8月25日付官報)により、以下の5品目が「指定薬物」として指定されました。

- ①1-(2,5-ジメトキシ-4-ニトロフェニル)プロパン-2-アミン及びその塩類
- ②2-(2,4,5-トリクロロ-3,6-ジメトキシフェニル)エタンアミン及びその塩類
- ③(1-ブチル-1H-インドール-3-イル)(ナフタレン-1-イル)メタノン及びその塩類

④1-(2-フルオロフェニル)-N-メチルプロパン-2-アミン及びその塩類

⑤2-(2-メトキシフェニル)-1-(1-ペンチル-1H-インドール-3-イル)エタノン及びその塩類

(施行日：平成22年9月24日)

4. 水質汚濁防止法

水質汚濁防止法におけるほう素、ふっ素及び硝酸性窒素等に係る暫定排水基準について、現行の暫定措置が平成22年6月30日をもって適用期限を迎えることから、以降の暫定排水基準が定められました。

環境省令第10号(平成22年6月1日付官報)

(施行日：平成22年7月1日)

【環境省ホームページ】

<http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=12561>】

5. 消防法

総務省令第71号及び総務省告示第246号(平成22年6月28日付官報)により、腐食のおそれ(特に)高い地下貯蔵タンク等に腐食を防止するためのコーティング等の措置を講ずること及び地下貯蔵タンクの規制の合理化等についての規定が定められました。

(施行日：平成23年2月1日)

【消防庁ホームページ】

http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/houdou/2206/220628_1houdou/01_houdoushiryou.pdf】

以上